

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(平成31年第1回定例会)

筑西市議会

総務企画委員会 会議録

1 日時

平成31年3月11日（月） 開会：午前9時59分 閉会：午後0時9分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

請願第 2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願
議案第 4号 平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）のうち所管の補正予算
議案第 9号 筑西市行政組織条例の一部改正について
議案第10号 筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第12号 筑西市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
議案第13号 筑西市印鑑条例の一部改正について
議案第29号 筑西広域市町村圏事務組合規約の変更について
議案第30号 筑西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

4 出席委員

委員長	石島 勝男君	副委員長	稲川 新二君			
委員	小倉ひと美君	委員	仁平 正巳君	委員	尾木 恵子君	
委員	箱守 茂樹君	委員	赤城 正徳君	委員	鈴木 聡君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 田崎 和彦君

委員長 石島 勝男

○委員長（石島勝男君） 皆さん、おはようございます。お忙しい中ご苦労さまでございます。

ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

なお、総務部及び企画部から資料の提供がありましたので、お手元に配付してありますので、よろしく
お願い申し上げます。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査していただき、
その後、執行部に入室していただき、条例議案5案、補正予算議案1案、一部事務組合議案1案について、
所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 異議なしということで、それでは、まず請願第2号「核兵器禁止条約の日本政
府の署名と批准を求める意見書採択についての請願」について審査願います。

この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付してあります。

なお、この請願は、請願提出者から説明と意見等の陳述があります。

それでは、説明者の方、説明と意見等の陳述をお願いいたします。

○請願提出者 改めまして、おはようございます。本日はこの委員会に参加させていただきまして、本
日にありがとうございます。私、新日本婦人の会の〇〇と申します。

○請願提出者 私は、やはり新日本婦人の会の筑西支部の事務局長をしております〇〇と申します。よ
ろしく申し上げます。

○請願提出者 では、とにかくこんな場所だとは思わないで、ざっくばらんな委員会かと思ひまして、ど
きどきしながら……

○委員長（石島勝男君） 気楽によろしくお願いいたします。

○請願提出者 済みません。ちょっと新日本婦人の会のご紹介というか、この請願に当たって私たちがお
願ひしたいという思いをお伝えしたいと思ひます。

新日本婦人の会は、平和な5つの目的で頑張っている全国的にある組織なのですけれども、そんな中で
やはり平和が一番大事ということで、新日本婦人の会で平和な世界を求めて、核兵器廃絶の署名行動をず
っと30年以上続けてまいりました。その中でそういう取り組みが認められて、2003年に国連NGOに認承
をされた女性団体です。

このときには、私たちが筑西市の市長さん初め職員の方たちにも署名のお願いをしたりして、ニュー
ヨークの国連にお届けしたこともございます。そういうことで、今まで職員の方たちにもずっとご協力して
いただきながら署名活動をして、5年ごとに国連に署名を届ける活動をしてまいりました。

それで、きょう、まだあと1万6,000、核兵器が地球にあるという、5,000か6,000かというように違いが
あるのですけれども、1万6,000発の核兵器が地球に存在しているということで、やはり今まで被爆者の方
が高齢化して、本当に痛い、悲痛な思いをしながら頑張ってきて、自分たちが本当に被爆の思い、後世の
人たちにこんなつらい思いをさせたくない、本当に生き地獄ということで聞いていますけれども、生き地

獄をもう体験させないようにしたいということで、本当に核兵器のない世界ということで、命がけで頑張っ
て生きていらっしゃるわけです。

そんな中で私たちも、本当に月ごとにとというか、季節ごとに、夏は特に広島、長崎の6日、9日は、す
いとんを皆さんで作りながら、そういう本当に二度とこういう、核兵器が本当になくならないと、戦争
があったら大変だよねということで、おしゃべりしながら、そういう行事もしながらずっと続けてまいり
ました。そんな中で、こちらにございますけれども、紹介議員になっていただいた方にも、この席をおか
りしてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それで、核兵器、この日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願を出して、紹介議員に
なっていただきました。それで、ここでぜひ3月の議会で採択していただきまして、日本政府が調印する
ことを求める意見書を国のほうに提出していただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願
いいたします。

○委員長(石島勝男君) ただいまの説明に対して質疑等がございましたら、よろしくお願いいたします。

仁平委員。

○委員(仁平正巳君) ご説明ありがとうございます。私も実は前々から世界で唯一の被爆国の日本が、
核兵器廃絶に署名しないのは不思議でならなかったのですが、ちなみに、アメリカ、ロシア、中国は、イ
ンドなども、北朝鮮も言われていますけれども、核兵器を保有しています。その国は当然それには署名し
ていないわけですね、一応確認なのですから。

私は核兵器廃絶には賛成したいと思いますけれども、一応お伺いしました。ありがとうございます。

○委員長(石島勝男君) そのほかございましたら。

(「質問ではないですけれども、ちょっと意見として言
わせて……」と呼ぶ者あり)

○委員長(石島勝男君) お願いします。

○委員(尾木恵子君) きょうは朝から本当にお疲れさまです。私は公明党なのですからけれども、本当に平
和の党として私たちもずっとやってきまして、本当に世界から核兵器をなくすというのは、これは本当に
人類として大きな望みでもありますし、願いだなというふうに思います。今回本当にこの核禁止条約がで
きたということは、すごく評価をしているのです。ただ現実的に、こういうふうに先ほど言われたように、
核保有国、それと私たちみたいに被爆国、また非保有国、こういうふうに被爆というか、その核を廃絶す
るという中でも、この核廃絶への過程の中で、要するに両方の意見というか、絶対悪とか、必要悪とい
った場合に、本当にこの核の抑止力で平和を保つという考えのこういう保有国と、あと本当に被爆をして
いる私たち日本とか、やはり人情的にというか、人道的に核はよくないという、そういう部分と2通り、や
はり今この核兵器を廃絶しようという中ではあるかと思うのです、この核への考え方というのは。

核を保有している国でも、やはり戦争をしてみんなが不幸になるという核は使いたくないというのは、
これは人間として当たり前だと思うのですけれども、そういった過程の違いという部分で、今回日本が条
約にですか、参加しないというのは、私も本当に仁平委員と同じように不思議に思って、いろいろ勉強さ
せてもらったのですけれども、そういったときに、やはり2つの考えの溝が深まるだけで話し合いがで
きないという、根本的にそういう話し合いができないということは、本当にこの核兵器というのが、この
世界からなくなるということはある得ないのではないかなと思ったのです。そういったときに、やはりそ

ういうお互いの意見というか、考えを認め合うというか、そういう話まで持っていけなかったら、それは本当に、そういう条約ができて、そこに参加すればいいというだけでは、核兵器というのは本当になくならないのではないかなと、そこまでちょっと考えをいかなければいけないのかなというのを思ったのです。

日本政府のほうも、やはりそういった部分をちゃんと、どうやったら本当に核兵器のない世界にいけるかという部分で、賢人会というのですか、そういうのを開いて会議を設けるようになったと、その賢人会というメンバーも、被爆地の広島とか長崎とか、その人たちの代表と、あと核兵器の保有国と、それと今回禁止条約に入られた推進国と、それと中立な立場からそういう有識者に集ってもらって、そういう賢人会議を開いて、どうしたら、ではいいかという部分で話し合いをしたので、そういう提言も去年の3月ですか、されたのです。

そういうものも踏まえますと、今日本、現実的に、日本というのはもちろん被爆国なのですが、要するに核保有国、アメリカ、その核の傘のもとで自分たちの自国の安全保障をしてもらっているという状況もございますので、本当にそういう部分では条約に入っていくのが、本来見ただ目でも納得ができるかなと思うのですが、私としてはやはりそういう両方の話し合いができるような立場を橋渡しできるような、そういう思いとか、被爆したからこそ被爆側の思いもわかる、核の本当に悲惨さというのもわかるし、またそういうアメリカみたいな保有国の立場というのも、その中で自分が守られているという両方の思いを、やはり橋渡しできるような立場が日本としてはいいのではないかなと、私自身はちょっと思っていますので、一応意見として述べさせていただきました。

○委員長（石島勝男君） そのほか、委員の皆さんでありましたら。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） ありがとうございます。

説明者の方はご退席願います。大変ご苦勞さまでございました。

〔請願提出者退席〕

○委員長（石島勝男君） それでは、請願第2号について協議願います。

ご意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 特別異議はないのですが、こういう世界的な、国連でこれが採択されて、今度は各それぞれ国々がこれを採択していくという運動が国際的に行われております。いろいろ話も出ましたけれども、やはり被爆国として一番核廃絶という力を入れる日本国としては、私どもこの地方自治体においても、その下支えというものをやっていかなければいけないのではないかなと思っています。ですから、いいのではないですか。

○委員長（石島勝男君） 以上で協議を終了いたします。

これより採決いたします。

請願第2号「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手多数。よって、本件は採択と決しました。

なお、本請願は、意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案とし

て提出することになります。その際の提出者を委員長の私とし、賛成者をただいま賛成いただきました委員の皆様といたします。

意見書（案）の内容につきましては、お手元にお配りしてあるとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） それでは、意見書（案）のとおりといたします。

以上で、請願の審査を終了します。

執行部の入室をお願いします。

〔執行部入室〕

○委員長（石島勝男君） それでは、初めに総務部です。議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、本委員会所管の補正予算について審査いたします。

なお、議案第4号については、複数の部にまたがるため、各部の審査の終了後、採決いたします。

それでは、総務部所管の補正予算について審査いたします。

総務課から説明を願います。

中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） おはようございます。総務課の中島でございます。着座にて説明させていただきます。

議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、総務課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。繰越明許費でございます。第2表、繰越明許費補正、款2総務費、項1総務管理費、事業名、人事管理費、金額162万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは会計年度任用職員制度導入支援委託料として、前回12月議会におきまして補正予算を議決いただいたものですが、制度導入にかかわる例規整備を進めるに当たり、関係する例規が多岐にわたることから、整合性をとることに時間を要しており、本年度内に事業完了が難しいと判断し、繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、款2総務費、項4選挙費、事業名、市議会議員選挙費、金額866万2,000円につきましては、平成31年4月に実施予定の市議会議員一般選挙の経費のうち、ポスター掲示板設営撤去委託料でございます。これは契約を締結するに当たり、3月に入札を執行する必要があることから、ポスター掲示板の設営準備から撤去までに、年度をまたがるため繰り越しをお願いするものでございます。

次に、同じく事業名、住民情報システム（選挙管理）運営経費、金額151万1,000円につきましては、市議会議員一般選挙にかかわる住民情報システムの電算処理委託料でございます。これはアウトソーシングによる入場券の電算処理、入場券作成処理が年度をまたがるため繰り越しをお願いするものでございます。

なお、配付いたしました資料は、会計年度任用職員の概要でございます。お持ち帰りいただき、お目通しをいただきたく存じます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

次に、管財課から説明を願います。

○管財課長（大谷公生君） 管財課の大谷です。よろしくお願いします。

議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、管財課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加、款2総務費、項1総務管理費、事業名、スピカビル管理運営事業1億6,181万3,000円の繰り越しをお願いするものでございます。この予算は、スピカ・アセット・マネジメント株式会社が実施するスピカビル大規模修繕工事に対する負担金であり、平成30年度は建物火災時のスプリンクラーや消火栓の初期消火、避難誘導の非常用照明、排煙設備への電力を供給する、いわゆる防火用非常用発電設備の更新が計画されておりました。

そのような中、市におきまして、災害対応時の強化及び行政運営の構築化を図るべく、下館庁舎から本庁舎に消防防災課を平成32年度に、情報政策課及びサーバー室を平成33年度に移転する方針となり、災害時や大規模停電の際、本庁舎における災害対策本部の設置及び業務継続のための電力を確保する必要が生じたことから、それらにも対応する発電設備の整備をスピカ・アセット・マネジメント株式会社に要請したところでございます。

しかし、スピカビルで更新を予定していた発電設備では、防火用であり、災害対応にはできないことから、改めて発電容量及び運転時間の確認、課題の洗い出しなどに時間を要したため、完了が平成31年度にずれ込むことから、繰り越しをお願いするものでございます。

ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ご説明ありがとうございます。

この非常用電源設備の細かな見積もりというのですか、スプリンクラーとかそういうのを全て含めたもの、工事費とかもあるかと思うのですけれども、その細かな見積もりの資料があれば、資料のほうをお願いいたします。

また、こちら1億6,000万円もの市のお金がかかるわけですが、この事業をどこの業者が幾らで請け負ったかなどの公開はしていただけるのでしょうか。

○委員長（石島勝男君） 大谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（大谷公生君） こちらの設備の見積もりでございますが、平成30年度におきまして、業者との調整等、また仕様の確認等に時間を要しまして、現在契約にまだ至っておりません。したがって、当初予算の満額をそのまま繰り越しということでございます。したがって、そちらの資料の公開といえますか、そちらのほうもまだできかねる状況でございます。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 資料ができましたらば、資料の提供のほうをお願いします。

先ほど工事が発表されたらですが、どこの業者が幾らで請け負ったかの公開はしていただけるのかということについてお願いします。

○委員長（石島勝男君） 大谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（大谷公生君） 工事自体はスピカ・アセット・マネジメントが発注をいたしまして、例年で申し上げますと、スピカの所有者集会というのがございまして、翌年度になるのですが、そのときに資料

として一緒に提出されますので、そちらでよろしければということになるかと思えます。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 課題洗い出しというのは何です。だってこういう予算を、年間の予算を組んで、今になって課題を洗い直しというのはどういうわけなのです。これ大きい数字だね、1億6,000万円。

○委員長（石島勝男君） 大谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（大谷公生君） お答え申し上げます。

当初計画された非常用発電設備については、このスピカビルの非常用発電設備でした。火災発生時にスプリンクラーや消火栓、あとは誘導照明灯等を動かすための非常用発電設備でございまして、今回市のほうで移転並びにそれに伴いまして必要な電力というものが生じました。これまでの非常用発電設備では、いわゆる防火用でして、今度は災害発生時には対応できないものですから、それに対応させるためには、発電機の燃料消費というのがございまして、そちらのほうを長時間保つ必要がある。この燃料消費については、国のほうから、外部の燃料供給なしに72時間以上というものが示されておりますので、それに対応するためには、発電設備の仕様自体を見直し、あとはどのように配電し、電力を回すのかというのに時間がかかったものでございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） では、当初そういうふうな、今言ったような形での事務体制というのはなかったのですか、ただこれだけ予算獲得しておけばいい、後での話なのですが。予算獲得というのは、ちゃんと詳細に1年間のそういった、今発電の問題とかいろいろ出して計算して予算要求というのはするのでしょうか、それを認められたわけです。今になって、その発電のどうのこうのという話になってきたというのは、それは当初のスタートがもう誤りだったという意味なのですか、正直に申しますと、どうなのですか。

○委員長（石島勝男君） 大谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（大谷公生君） 当初予算におきまして、スピカビル自体の発電設備の予算で計上しておりました。しかし、平成30年度になりまして、市のほうの引っ越し等の絡みもあり、では、そちらの非常用発電設備をどのように整備するのかにおいて、このビルの電力自体、市役所自体が東電から、このビルから電力の供給を受けていまして、非常用発電設備をビル側からその電力を受けるのか、市が改めて別の場所に整備するのか検討しまして、同じ発電設備であるならば、2つを整備するよりも1つがいいだろうと、ビルの非常用発電設備についても、経年劣化により更新が予定されておりましたので、その分も含めて、市の発電容量の電力も含めて、一緒に整備したほうが経費的にも安価になるので、一緒に整備したほうがいいだろうということで今年度になりまして、スピカ・アセット・マネジメントのほうにお願いをしたわけでございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） よりよい効果でということで、だから早い話が、途中からそういうことの問題が惹起したというか、起きたので、いろいろ検討した結果、こういうことのほうがいいのではないかと報告してもらえれば、何も質問ないのです。ただ当初予算をとって、こういう変更してきたという理由が明確にされれば、それは私どもにとってもいいことだと思います、それは。私はいいです。

○委員長（石島勝男君） 稲川副委員長。

○副委員長（稲川新二君） 今ほとんど鈴木委員からご質問いただいたのであれなのですが、もともとあちらにあったものをこちらへ移す過程で、そういったことになってきたと思うのですけれども、どのような、例えば今お考えになられている配置というのですか、部署が移った場合の配置というのがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（石島勝男君） 大谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（大谷公生君） 配置といいますと、下館庁舎から本庁舎に消防防災課と情報政策課が移転するという話だと思うのですが、まずサーバー室からお答え申し上げます。サーバー室については、今現在2階にサーバー室がございまして、そのサーバー室を拡張しようということで検討しております。また、消防防災課については、現在の監査公平委員会、4階になりますが、その位置に消防防災課を配置し、その脇の監査公平室に機械室を配置しようと、情報政策課については、同じ4階のフロアになるのですが、現在の中核病院整備部、企画部の裏側になるのですが、そのあたりにどうかと、まだ確定ではないのですが、頭の中で考える上ではそういったイメージということで考えているところでございます。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

議案第4号の総務部所管の補正予算の審査を終わります。

続いて、議案第9号「筑西市行政組織条例の一部改正について」審査いたします。

総務課から説明を願います。

中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） それでは、議案第9号「筑西市行政組織条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本市におきましては、庁内各部署において、人口10万人死守プロジェクトを初め、各種施策を展開しておりますが、人口減少に歯どめがかからないのが現状でございます。このような中、本市の最重要課題である人口減少対策を戦略的かつ効果的に推進するため、新たに人口対策部を設置するものでございます。あわせて、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健分野と子育て支援分野の両面から一体的に支援する体制を構築するため、保健福祉部から同該当分野を分離し、新たに子ども部を設置するものでございます。

なお、長年の懸案事項でございました中核病院の整備が完了したことから、中核病院整備部を廃止するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こども部のほうが、こども課と母子保健課2課体制にするということですが、主な業務内容を教えてください。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 小倉委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

こども部のグループですが、まず課のご説明を申し上げます。2つございます。1つ目がこども課、も

う1つが母子保健課になります。グループのほうはまだ検討中でございますが、各部3グループぐらいを予定しているところでございます。内容につきましては、今後課を設置した後に検討していくものでございますので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） では、今まで子供の予防接種は保健予防課、乳幼児健診とか母子手帳の交付は健康づくり課だったものが、母子保健課とかにまとまるようなイメージでよろしいのでしょうか。

あともう1点、公立の幼稚園はどのようになるのか、お願いします。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 小倉委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

今度新たに統合しまして、こども課戦略グループ等、名称は仮称ではございますが、そのようなグループをつくってまとめていくことで考えております。

なお、公立の認定こども園せきじょう、協和保育所等は、今度新たにこども課を設置しますが、その下としてそのまま異動するものでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 総務部長、お願いします。

○総務部長（菊池雅裕君） ただいまの質問に対しまして、私のほうから補足で説明させていただきます。

現在保健福祉部が1つございまして、今度4月から保健福祉部とこども部ということで分離させていただくものでございまして、小倉委員さんのご質問の予防接種につきましては、基本的に中身を変えるのは、現在の保健福祉部の中で保健予防課、健康づくり課、こども課、それと地域包括支援センター、こちらにつきましては4月から全部委託になりますので、地域包括支援センターはなくなります。そんな中で保健予防課と健康づくり課はそのまま保健福祉部内に残りまして、名称を健康増進課と地域医療推進課というふうな形で、名前を変更させていただく予定でございます。したがって、予防接種につきましては、これまで保健予防課が担っていたのですが、健康増進課が予防接種等を行うということで現在調整を進めているところでございます。

また、協和保育所と認定こども園せきじょうにつきましては、当然こども課の中にありましたので、そのままこども部のほうに移行させていただきまして、こども課の中の認定こども園せきじょうと協和保育所は、そのまま移行するという形でございます。

また、こども課につきましては、現在保育グループと子育て支援グループの2つで行っているのですが、特に制度設計とか計画につきましては、保育グループのワンノブゼムの仕事でしていたのですが、その部分を、部をつくったということで、積極的に制度的な部分からこども部というか、こども課を強化するという形で、こども政策グループという名前で現在調整をしまして、そこで制度設計とか計画、いわゆるこども政策に対して充実を図ろうということで、調整を保健福祉部としているところでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 公立の幼稚園、明野幼稚園が公立であったかと思うのですけれども、それはこども部のほうに入ってくるということはないのでしょうか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 明野幼稚園の件でございますが、これは教育委員会の管轄でございます、現在のまま進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 認定こども園せきじょうとかがこども部で、幼稚園は教育委員会だと、相談するときに、何となく幼稚園だと、こども部のほうに相談したほうがいいかなと一瞬思ってしまうと思うのですけれども、なぜ公立の幼稚園はこども部のほうに入れられない方向で進めているのか、理由をお願いします。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 小倉委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

認定こども園せきじょう、協和保育所、こちらは保健福祉部ということでございますが、幼稚園と保育所のほうは法律の管轄が違うということで、今のところ別々に分かれてはおりますが、将来は統一するかしないかもあわせまして、検討していくような方向では考えているところでございます。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長。

○総務部長（菊池雅裕君） 私から補足で説明させていただきます。

ほとんど中島課長申しましたとおりなのですが、保育所関係につきましては、厚生労働省が所管でございます。また、幼稚園につきましては、教育委員会という形をとらせていただいております。文部科学省管轄ですので、その辺のところをちょっとご理解いただきたいなというところで、行政としまして、そういった形で国の制度に、施策に基づきまして所管を分けているというところでございまして、この認定こども園せきじょうにつきましては、両方、幼保連携ということでありますので、一部関城にあった幼稚園を並立させていただいて、厚生労働省管轄の部署ということで保健福祉部に置いているというのが現状でございます。よろしく申し上げます。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

尾木委員、お願いします。

○委員（尾木恵子君） こども部をつくる背景なのですが、この間の説明では、何かつくば市に倣ったとかというのを、ちょっと説明があったのですが、その辺を少しちょっと、お話をお願いしたいと思うのですが、

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 尾木委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

こども部はどのような理由で設置されたかということでございますが、妊娠期から子育て期にわたる地域関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施するため、平成32年度までに子育て世代包括支援センターの設置に努める旨の通知が、厚生労働省からなされたものですから、当市もそのような形で進めたものでございます。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長。

○総務部長（菊池雅裕君） 私のほうから補足で説明させていただきます。

尾木委員さんのつくば市に倣ったというか、参考にというご質問なのですが、こちらを、こども部をつくるということにつきましては、今から2年前に藤川議員さんのほうからご質問をいただきまして、部内では、内部で調整を進めていたところございまして、今般市長のほうからも、人口減少対策に対して人口対策部をつくるのであれば、こども課も部に昇格させて一体的に進めたらいいのではないかと、そのときに県内でまだまだこども部をつくっている自治体が少ないと、県内ではつくば市ができているということで、どういう組織体制なのか、まず骨組みのところはどういうふうになっているのかということで、参考にさせていただいていたところございまして、先般の議案質疑のときに、三浦議員さんの質問に、私のほうから、つくば市に倣った、参考にということでご答弁いたしました経緯がございますので、ご理解ください。

○委員長（石島勝男君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） それと、その部の人数なのですからけれども、職員の人数で、こども部は2課で55名、人口対策部は1部1課で6名、この部分の根拠的なものというか、職員の人数の配置の、それがどういう根拠で人数的に……

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長、答弁願います。

○総務部長（菊池雅裕君） 尾木委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

基本的には、こども部55人ということなのですが、こちらにつきましては、先ほど申し上げた協和保育所と認定こども園せきじょうの25人が含まれていますので、それを除算しますと、おおむね30人前後ということで、人数的にはほぼ今現在のこども課の人数がそのままそっくり移行すると、部長さんもふえますので、若干その辺の部分はふえるかと思えます。そのほかにこども部としては母子保健課ということで、これまで健康づくり課のほうで行っていたグループを、そのまま母子保健課のほうに移行させていただいて事業を進めるというふうな形で、今のところ検討しているところでございます。

また、人口対策部なのですが、6名前後ということで、部長1人、次長1人で、次長と課長兼務という形にさせていただいて、2つのグループ、グループには係長と係員ということで、2、2で、課長入れて5人、部長入れて6人ということで、少数精鋭というか、基本的にシンクタンク的な部分を担っていただくと、いわゆる現状分析から始まって調査をするということで、余り「船頭多くして船山に上る」ということわざのようになっても仕方ないということ、それとこども部と人口対策部にかかわる庁内連携、そして2年前から始まった企画員制度、企画員会議14人の職員が全庁的に広がっていますので、企画員会議を有効に活用して、そちらの職員も使ってやるということで、表向きは6人程度の組織なのですが、そういったものを活用すると、2倍、3倍の力を発揮できるのかなということで調整させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（石島勝男君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） すごい説明がよくわかったのであれなのですからけれども、本当にその人口対策部にまた連携した各部で連携するということなのですからけれども、この連携するというのはどういうふうな形か、ちょっと今のところ見えないのですけれども、例えば会議も定期的に会議をやるとか、そういうふうな形で考えているのですか、どういうふうに考えているのかなと思って、部署の連携という、その人口対策部とかかわる部。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長、答弁願います。

○総務部長（菊池雅裕君） お答えしたいと思います。

現在のところ、人口対策部とこども部が双壁のような形になりまして、関連する部署ということで、当然企画部、教育委員会、保健福祉部、表向きにPRするのであれば、市長公室の広報広聴課とか、そんなところの連携、ですから、その中に当然カテゴリー別に分けて小委員会的なものをつくっていくのかなということで、今のところイメージしているところをごさいますして、現在その辺のところも詰めて、4月からすぐにスタートできるような体制を整えたいなというふうに考えているところをごさいますして、その中に当然企画員会議をうまく入れ込んで、調査員というか、企画員でいろいろなところ、情報収集とかも担っていただくというような形で調整を図っているところをごさいます。

○委員長（石島勝男君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） ちょっとずれてしまうかもしれないのですけれども、今児童虐待とかあるではないですか、そういったところの子供相談というと、児童相談所という形で、相談はそちらにと案内してしまうのかもしれないのですけれども、いろいろそういうのは、やはり一番先には市につながなければという思いで、きっと市民の方は思っているかと思うのです、児童相談所というよりも。そういう部分なんかが、全部このこども課が一応相談の窓口的にもなるのですか。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長、答弁願います。

○総務部長（菊池雅裕君） お答えしたいと思います。

児童虐待につきましては、先ほど申し上げたこども部の中の、こども課ともう1つ母子保健課がごさいますので、その中の相談支援という形のグループをつくる予定でおりますので、その中に子供の相談支援にあわせて、児童虐待についての窓口もあわせて設置するというような形で調整しているところをごさいます。

○委員（尾木恵子君） ありがとうございます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 行政組織を改編するに当たって、人口減少対策はどこの市町村でも子育て支援が最も重要と言われておりますけれども、筑西市にとっては、企業誘致推進局、これも大事な部門だと思うのですが、以前室から局に格上げをして、今度はそんな話は出なかったのですか、企業誘致に関しては、部に昇格とかという話は。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 仁平委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

今のところそのような話は出ていないというところをごさいます。

以上をごさいます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） つまり企業誘致推進局で、十分企業誘致に関する業務は達成できているという評価でよろしいのですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 仁平委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

仁平委員さんのおっしゃっているとおりということで理解していただいでよろしいかと思ひます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） もう1点、あけの元気館とやすらぎは何課に属するのですか、担当は。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 仁平委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

今現在は保健福祉部で、保健予防課でございますが、今度新たに健康増進課に名称を変更させていただきました。そちらの課が担当するような予定でございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 子供の人口減少対策ということなのだけれども、今度は出産と子育て支援を、それぞれ支援体制を、それぞれ部にしてやっていくのだということですが、先ほどつくば市でやっている話を言いましたよね、だからそういう市で、そういう効果が実際に上げられたということも含めて、調査した上でこれをやるのでしょうか、それは。その点どうなのですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 鈴木委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

効果というところ、詳細までは調べておりませんが、つくば市、ほかに千葉県ですと我孫子市、松戸市、柏市、栃木県ですと宇都宮市、埼玉県ですと川口市、長野県が中野市と、各主要な都市ではこども部というものが増設されているということでございますので、設置したほうが効果があらわれるというものであると思ひまして、今回当市も設置したものでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 他市で、全国的にそういうことでやってきて、効果があるだろうからやるということなの。効果があったという、そういう調査はないのですか、データは。今言った宇都宮市とか、松戸市とか、つくば市とか、川口市とかやっていると、長野の中野市とか、それは効果というものはまだあらわれていないのですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） あらわれていないか、あらわれているかということは、ちょっとまだこちらの情報はないのですが、もともとの設置した内容が、先ほどご説明したとおり、子育て世代包括支援センターというものを厚生労働省のほうから設置しなさいというような通知がありましたので、それも鑑みまして今回設置したものでございます。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長、答弁願います。

○総務部長（菊池雅裕君） 鈴木委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

効果というよりも、効果を先に検証してから組織をつくるか、いろいろあると思うのですが、今回につきましては人口対策部をつくるということで、タイミング的に、あと1年おくれでこども部をつくると、やはり一緒にスタートするということで、庁内連携を図るという意味では、やはり2つ部を一緒につくって、積極的に進めたほうがいいのではないかとということで、効果は、ちょっとそこら辺はまだ詳しく調べていなかったのは、私どもの懈怠かもしれないのですが、タイミング的に人口対策部をつくることであれば、やはりこども部をつくって、出産して子供たちを産み育てる環境を整えるという意味で、答えになっているかどうかわかりませんが、その辺のタイミングがちょうど今だということで、つ

くらせていただくというのが現実の話でございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 何だかわからないのです。そういうふうに分けてそういう体制をとれば、例えば安心して子供が産めるとか、そういう、人口10万人死守とよく市長がスローガンに掲げているわけだよ。ですから、今までより教訓を引き出してこういう体制をとれば、例えば市のほうで、生まれた子供に対する援助がきめ細かくできるとかできないとか、そういった内容も含まれているのですか、まだ詳しくはわかりませんが、そういうことではないですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 鈴木委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

先ほど言ったように、妊娠期から子育て期にわたり地域の関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施していくということが、先ほども申し上げましたように、子育て包括支援センターというものが、切れ目のないということで努めてくださいということ厚生労働省からありましたので、このこども部というのは、その切れ目のない支援をしていくということで設置したものでございます。

先ほど部長からお話もありましたとおり、さらにそこに人口対策部と連携しまして、出産とかというものを鑑みまして、人口減少に歯どめがかかるような対策をあわせてやっていきたいというふうな考えでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今までより子供に対する切れ目のないいろいろな援助だと、では今までこうだったけれども、切れ目のないというのは、今度はこういうふうにやりますよというのはわからないのですか、まだ担当部では。そういう説明が少ないのです。だから、今までこうしていたけれども、今言ったように切れ目がないという、その切れ目のない内容を言ってもらえれば、簡単にわかると思うのです、私らは。ここまで、例えば子供が生まれたときはこうしてあげていたけれども、今度はこういうふうにすればまた違った支援が与えられる、やってあげられるというのがよく見えないのです。ただ言葉だけで切れ目のないという話だけなので、ひとつその辺もお願いします。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 鈴木委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

先ほど言ったように、切れ目のないということで、詳細がわかっていないのではないかとということでございますが、今保健福祉部で各課では、今までどおり支援等は行っておるのですが、課が違いまして、子育て、出産関係の担当課、あとそこから成人というか、小学校、中学校になりましたときの支援というのが、課が違って、継続的に情報が1課でまとまっていないということで、このまず情報を統一化しまして、切れ目のないというか、1人の担当で、出産からずっと小学校、中学校へ入っていくときに、情報が1つの担当でわかるようなことをして、切れ目のない支援をしていくというふうなもので考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○委員（鈴木 聡君） 整理するわけね。

○総務課長（中島国人君） はい。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長、答弁願います。

○総務部長（菊池雅裕君） 鈴木委員さんのご質疑でございますけれども、基本的にきめ細かなところがございます、これまでの事業の精査を図りながら強化を図ると、例えば先ほど来出ています、現在の健康づくり課におきましては、母子グループと成人グループ、いわゆる大人になって、成人の方の女性の方の支援もしていながら、子供の母子、妊産婦相談支援も同じ課でやっていたと、そこを今度は成人については健康増進課のほうに移す。母子グループのほうはこども部のほうに入れて、積極的に今度は子供なら子供を注視する。大人については健康増進課、そのまま保健福祉部を残してすみ分けを図る。

それにあわせてこども課につきましては、2つのグループを3つに、1つグループをふやまして、制度設計とか計画のグループを1つつくる。そして、こども部にもう1つ課がございます、母子保健課につきましては、これまで母子保健課は妊産婦だけだったのですが、そこに先ほど尾木委員さんからご質問ありました児童虐待、相談支援も強化するというので、グループの1つの仕事だったものを、グループに格上げして積極的に事業を推進するというふうなことで、制度にあわせた1つの課だったものを2つに分けると、強化支援という形で分けさせていただいたところがございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員（鈴木 聡君） はい、結構です。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

稲川副委員長。

○副委員長（稲川新二君） 部署の編成、役割については、るるご説明いただきました。よい成果が出ることを大いに期待しますが、私が1つ言いたいのは、これは質問ではないのですけれども、特にこども部です。ご利用者の方にとって本当に利用しやすい、要するに、いろいろな部署ができてもいいのですけれども、ワンストップでぜひご利用者の方が利用できるような形をぜひ構築していただきたいなと思っております。これ意見ですので、答弁はいいです。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第9号の採決をいたします。

議案第9号「筑西市行政組織条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで、10分ほど休憩に入ります。再開は11時10分といたします。よろしく願いいたします。

休 憩 午前11時

再 開 午前11時10分

○委員長（石島勝男君） それでは、全員そろいましたので、始めたいと思っております。

続いて、議案第10号「筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」審査いたします。

総務課から説明を願います。

引き続き、中島総務課長、よろしくお願いいたします。

○総務課長（中島国人君） 引き続きまして、議案第10号「筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、民間において時間外労働の上限規制等が導入されたことから、人事院規則が改正され、平成31年4月1日から施行されることとなりました。これを受け、正規の勤務時間以外の時間における勤務、いわゆる時間外勤務に関する規定を条例に加えるとともに、市規則におきまして必要な事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第10号の採決をいたします。

議案第10号「筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第12号「筑西市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について」審査いたします。

行政改革推進課から説明を願います。

松岡行政改革推進課長、よろしくお願いいたします。

○行政改革推進課長（松岡道法君） よろしく申し上げます。

議案第12号「筑西市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正につきましては、道の駅グランテラス筑西の指定管理者の指定に伴うもののほか、所要の改正を行おうとするものでございます。

初めに、第7条でございますが、道の駅の安定的な運営が行えるよう、指定管理期間の上限を現在の「5年」から「10年」に改めるほか、供用開始の準備等のために必要と認める場合に限り、指定管理期間をさらに1年加えることができる規定を定めようとするものでございます。

次に、第8条でございますが、指定管理協定書との整合性を図るため、字句の改正をしようとするものでございます。

次に、第9条でございますが、施設によっては収入が翌々月となったり、収支状況報告書の作成が困難な状況であることから、指定管理者からの事業報告書の提出期限を、年度終了後「30日以内」の規定から「60日以内」に改めようとするものでございます。

次に、10条の2でございますが、現在も実施しております指定管理業務の検証及び評価、いわゆるモニタリングにつきまして、その実施根拠を明確にするため、条例に規定しようとするものでございます。

以上が一部改正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今度、指定管理の5年を10年にするということなのですね。かなり指定管理をどんどんいろいろな施設を進めているような気がするのです。実際に指定管理すると、その経費が安くなるとかいろいろ言われているけれども、それだけ指定管理して財政的に節約できるものなのかどうか、その辺がよく私には理解できないのです。指定管理を続けていくということになると、職員の人員整理にもつながっていくのではないのですか、それでなくても皆さん人口減少だと。地元で働く職場がなくなってしまう傾向があるのです。だからそういう点でどうなのですか、人口減少を言いながら、例えばスポーツ運動施設なんかは指定管理始まってもう5年たっています。その間の職員は本庁へ戻ったり、そういうことは頭にはないのですか。よく人口減少を食い止めようなんてやっていて、人を減らしている。地元で仕事がないというのが一つの悩みなのです、人口減少の問題でも、筑西市内で働く場がないとか。そういうことを勘案していくと、私は必ずしも指定管理がいいのかどうか、再考願いたいのです、本当は。それを5年から今度は10年にするというのはどういう理由なのですか。

○委員長（石島勝男君） 松岡行政改革推進課長、答弁願います。

○行政改革推進課長（松岡道法君） 指定管理者制度ですが、まず、指定管理者制度の目的は経費以外にもあり、その公の施設、公共の施設のサービス向上という部分がございます。その点に関しまして、今官民連携と言われまして、民の力でよりよいサービスを提供していくということも指定管理者制度の大きな柱の1つでございます。先ほどのご質問の働く場というところでございますが、その民に委ねた中でも、決して仕事、職業としてその施設の運営人数が減っていく、そういう形ではないだろうというふうにまず思っております。

次に、10年という点でございますが、やはり官民のその連携の中で特に民からの要請としましては、近年、今までやはり指定管理者制度という制度が導入された時点では、3年から5年くらいがやはり多い指定管理期間でした。最近の傾向ですが、5年にとられることなく10年、またはそれ以上というような事例が多くなってきております。全国的にも民間がその運営に携わるに当たりまして、やはり人員の確保で、その人員の雇用期間も含めて確保すること、もう1点が、必要な設備投資をするに当たっては、やはりその償却期間も含めると5年では、その指定管理に算入してくるのにややちゅうちょがあるというような状況も出てきております。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは道の駅に関連してのあれですか、全体にこれは影響しないのですか、やはりその辺の区別がよくわからないのですけれども。

○委員長（石島勝男君） 松岡行政改革推進課長、答弁願います。

○行政改革推進課長（松岡道法君） ご答弁させていただきます。

この条例の改正につきましては、公の施設の指定管理の手続に関する条例ですので、今回道の駅が1つの要因ではございますが、条例としましては、10年まで期間を延ばすことができるという条例の改正になります。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） ですから、今までの指定管理をやっているもの全てに適用されるということですか。

○委員長（石島勝男君） 松岡行政改革推進課長、答弁願います。

○行政改革推進課長（松岡道法君） 委員のおっしゃるとおり、全ての施設を最高10年まで延ばすことができるという条例でございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） わかりました。では、道の駅に限らずね。もう既にスポーツ施設の指定管理もやっていますが、実際に5年の契約でやって、いろいろ市の節約になるのには大したことはないのですよね、幾らでもないのですよね。だから先ほど課長は職員の雇用の確保の問題では心配ないようなことを言っているけれども、それだけ職場体制から今度は違う職場に移るわけです。例えば指定管理を受けたスポーツ施設なんかはそうですね。だからそういうことが、ほかへ配属されれば新しく雇用する人数も少なくなっていくわけです、年度、年度で。以前なんかは職員が40名だ、50名だと、再雇用の問題もありますが、今は10名か15名くらいでしょう、毎年。だからこの筑西市で働きたいのだという希望があっても、そういう採用の人数を減らしているから、だからそういう指定管理をしてもらうことが、本当に市全体にとっていいのかどうかというのは、私、今疑問に思っているのです。その点どうなのでしょう。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長、答弁願います。

○総務部長（菊池雅裕君） 鈴木委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

職員の採用のほうなのですが、ここ3年間の数字でございますが、平成28年、29年度につきましては45人を雇用してまして、去年の4月は18人ということで若干減っています。理由としましては、採用辞退者が5人ほどいたということで、やはり最近民間のほうがいいということで、併願でいろいろなところを受けている方がたくさんいらっしゃいますので、それで5人ほど減ってしまったというのが現実でございます。平成28年、29年につきましては、土木事業のちょっと技師が足りないということで、年に2回ほど試験をやらせていただいていますので、その関係で若干ふえているということで、今年度につきましては、今のところ25名前後ということで、最終的な通知はもうすぐ出す予定なのですが、その辺の確保はしているところでございます。

退職者、いわゆる退職というか、再任用期間の満了の数から除算して、どのくらい少ないかということも、当然試験委員会の中で、何人採用人員は確保できるかということで調整させていただいているところでございますので、これからも最低20人程度はとっていかないと、なかなか行政運営が難しいのかなというところで感じているところでございます。

ちなみにでございますが、国の統計でいきますと、定員管理調査ということで総務省が行っているのですが、平成28年度からは全国1,718の自治体の中でも、ほとんどの自治体が職員数をふやしている状況だと、これまでほとんど職員を合併以降減らしている状況だったのですが、ここ数年はどの自治体でも、いわゆる地域の力というか、自治体の差別化を図るというか、自分の自治体をPRするというので、独自の事業を進めておりますので、そんなところで若干ふえているというのが現実で、茨城県全体でもふえている状況でございますので、筑西市としましても、その辺のところも鑑みながら、定員適正化計画の中で調整を図っているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 例えばスポーツ施設をやったよね、5年前だか6年前。そのときはどれだけの職員が必要なくなって配置がえになったのです、そのときは、ミズノスポーツか。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長、答弁願います。

○総務部長（菊池雅裕君） お答えしたいと思います。

平成30年度から、去年の4月から総合体育館関係はミズノグループにお願いしているところございまして、平成29年度、9名の職員がいたのですが、現在は下館庁舎のほうに執務室を構えておりますので、4人の職員で対応させていただいておりますので、5名の職員を配置がえを行って、ほかの行政事務に回られるような人員を配置したというような状況でございます。ご理解ください。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） だからそれだけ採用が減るでしょう、ほかの今までスポーツ施設に、運動施設にいた職員を配置がえしたということなのだけれども、そうすると、もう運動施設で職員を置かなくて済むようになってしまうわけだから、その分の労働量がほかへ移るわけでしょう。そうすると、行く行くは人員もそれだけ必要なくなってくるわけです。だから先ほど課長が言うように、そんなことはないのではなくて、事実上は減らしているわけです、職員を。だから私はあえてこの指定管理をどんどん導入して行って、こういう形を私はとるべきではないと思うのです。なぜそんなに急ぐのだと思う。例えば包括管理の話も、全国44市町村しか始まっていない、これは余計な話かもしれませんが、そういう傾向にある。課長がそういう方針が強いのですか、この指定管理とか、そういうことでやってくるといようなことについては。それとも部長なの、どっちなの、市長なの。市長に提言するのは皆さんでしょうから。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長、答弁願います。

○総務部長（菊池雅裕君） お答えしたいと思います。

まず、前段のお答えをさせていただきたいのですが、いわゆる行政需要がその年度によって変わってきて、今年度につきまして、平成30年度4月につきましては、国体推進とか、あと報徳サミット、ことしの秋にございますので、そういった形の中でそういった余剰人員をそちらに、同じ委員会部局ですので、そちらのほうに職員を、人数が足りないということで要望があると、そこに配置をしたりしているところでございます。

また、包括管理業務委託につきましては、本会議場でもご答弁させていただいているのですが、やはり合併して十四、五年たちまして、施設の老朽化が著しいところもございます。そういったことで、職員については、我々は一般行政職ということでほとんどの職員は任用されています。技術職、いわゆる人口20万人以上の自治体におきましては、やはり専門職、土木職とか技術職を電気工事士とかの形で専門職を雇えるのですが、どうしても10万人以下の自治体につきましては専門職というのを任用してございませんので、その一般行政職の中で理科系が得意な職員をちょっと施設関係に異動させるような調整はしているのですが、全体的に現在600の点検がございまして、施設の委託につきまして、現在272の契約件数がございます。それを市の職員が全部業務の中で補完するというのはなかなか厳しいのかなというところで、県内でまた全然進んでいないのですけれども、近県、いわゆる千葉県とか埼玉県等でも進めているその包括管理業務委託も、そろそろ筑西市でも先陣を切るつもりで実施してはどうかということで、実は2年前ごろから調整をさせていただいたところございまして、いわゆる今言いましたような形で職員が全て……

（「簡潔に、簡潔に」と呼ぶ者あり）

○総務部長（菊池雅裕君） （続）できないかと、それといわゆる今の現在の施設に関しては、壊れてから直す事後修繕がほぼほぼだったので、市民の方、いわゆるサービスを、施設を利用する方にご不便をかけるというような事態も起きていますので、予防保全という形をとって、市民サービスに支障を来さないようなことを率先してやろうということで、今般お願いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

ちょっと簡潔によろしくをお願いします。

○委員（鈴木 聡君） 今度5年から何で10年にするのです、今度。

○委員長（石島勝男君） 松岡行政改革推進課長、答弁願います。

○行政改革推進課長（松岡道法君） 10年に改める、まず今回このタイミングは、道の駅の指定管理の関係がございまして、この道の駅へのテナントの出店等もやはり、先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、最近のそういう事業者、民間の事業者というのは長期間を確保しないと、設備投資に対する回収という期間でも、従来の5年であるとやはりなかなか進出しづらい、そこに進出を戸惑うというか、投資してくれないということがございまして、やはりここを10年にすることが、テナントなどの出店にもプラスになるということでございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） やはり聞かなくてはわからないよね。だから、それはその施設のあり方によって5年もある、10年もあるというふうに解釈してもいいのですか。それともみんな10年なのですか。

○委員長（石島勝男君） 松岡行政改革推進課長、答弁願います。

○行政改革推進課長（松岡道法君） 条例上は10年という上限でございますので、この指定管理の募集につきましては、おのおの施設の状況、またその施設が求める民間への効果ということで、最大は10年ですけれども、10年以内の公募ということになるかと思えます。

○委員長（石島勝男君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 指定管理のことは、やはり今鈴木委員が言われたような観点からではなくて、やはり指定管理ということで経費を削減できるのかとかサービスの向上、こういったことを一番指定管理に求められるものなのだから、そういったものを大事にしてもらいたい。片方で職員の数が少なくなってしまうのだというような、そんな意見もありますけれども、世の中では逆に人手で足りなくて、どんどんふやそうということまでやっているわけだから、そういうような背景もあるわけだから、やはりそういう観点から指定管理というふうなものを見ていきたい、ぜひサービスの向上、経費の削減、そういったものにつながればぜひやっていただきたいと、そういう意見です。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 指定管理を10年にした場合のデメリットというのは何かあるのでしょうか。

○委員長（石島勝男君） 松岡行政改革推進課長、答弁願います。

○行政改革推進課長（松岡道法君） ご答弁申し上げます。

まず、先ほど来5年を上回るメリットということで、事業者側からの公募に対して投資効果ということがございますが、逆の面でいいますと、指定管理料を市のほうが委託料として支払うような、そういった場合には、やはり物価変動等の、特に人件費も含めて物価変動等に左右されることから、委託料の上限を

設定しづらいということがまず1つ行政上言えます。もう1点、事業者によりましては、投資はしていただけるかもしれませんが、やはり民間事業者ですので、万が一には破綻というような、そういった、それにつきましては今回の条例改正でも、モニタリング等について例規にうたうような形にしましたが、やはり長期間でありますと、財務状況にも問題がある場合、途中でその指定管理の事業者に対して手をちょっと入れなければいけないのかなというような、そういったデメリットという面では、経費の面で考えられるかと思います。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） そのデメリットを極力抑えるために、何か行っていることはありますか。

○委員長（石島勝男君） 松岡行政改革推進課長、答弁願います。

○行政改革推進課長（松岡道法君） 今般の条例改正の中で、10条の2について、いわゆるモニタリングということで、指定管理業務の検証及び評価ということで、現在も実施しておりますが、条例に改めて明記をさせていただくものでございます。こちらにつきましては、月次の報告以外に事業年度が終了したときに報告書をいただきまして、月次の報告も含めて、月次は毎月担当課がチェックしておりますし、その中では苦情処理であったり、事故等の報告については当然に随時入れていただくような形をしておりますが、それ以外に年に1度はモニタリングということで、現場に出向いて外部の第三者評価委員会、これ行政改革推進委員会なのですが、そちらの委員さんによる検証も行っておりまして、その結果を市のホームページに公表などもさせていただいております。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。

○委員長（石島勝男君） はい。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） では、以上で質疑を終結いたします。

これより議案第12号の採決をいたします。

議案第12号「筑西市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

以上で総務部の審査を終わります。

ここで、執行部の入れかえをお願いします。ご苦労さまでございました。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、企画部所管の審査に入ります。

議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査をいたします。

企画課から説明をお願いします。

島村企画課長、お願いします。

○企画課長（島村信之君） 企画課の島村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。失礼ですが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、企画課所管の補正予算

についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書16ページ、17ページをお開き願います。歳入歳出事項別明細書、2、歳入でございます。16ページ中段になりますけれども、款21諸収入、項6目6雑入、17ページに移りまして、節2雑入（総務）につきまして、5,491万円の増額をお願いするものでございます。説明欄50、筑西広域市町村圏事務組合配分金でございます。こちらにつきましては、筑西広域市町村圏事務組合の筑西ふるさと市町村圏事業が廃止されることに伴いまして、これに関連する筑西ふるさと市町村圏特別会計条例及び筑西ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う構成市への配分金でございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目6企画総務費、21ページに移りまして、説明欄、定住促進住宅取得支援事業で600万円の増額をお願いするものでございます。増額の内訳でございますが、まず若者・子育て世代住宅取得奨励金で、当初220件分を見込んでおりましたところ、2月28日現在で206件の申請をいただいております。このままのペースで推移いたしますと予算の不足が見込まれますことから、6件分300万円の増額をお願いするものでございます。

次に、多世代同居住宅取得等奨励金でございますが、本年度当初予算で5件を見込んでおりましたところ、2月28日現在16件の申請をいただいております。こちらにつきましても不足が見込まれますことから、15件分300万円の増額をお願いするものでございます。

以上、2つの奨励金で300万円ずつということで、合計600万円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） こういうことで支援事業をやっていますけれども、今206件の申請と、いろいろ定住促進の。これは予算内で消化してしまうと、年度内に。新たに希望があってもそれで終わってしまうのですか、それとも補正の機会があれば補正を組んで、また希望どおりそれが利用できるのかとか、それから、それによって人口がどのくらい増減してきているのか、これまでの実績をお願いします。

○委員長（石島勝男君） 島村企画課長、答弁願います。

○企画課長（島村信之君） ご答弁申し上げます。

まず、1つ目のご質問の、今回の補正後にさらに申請者が増加した際の対応でございますけれども、補正等によりまして、申請いただいて該当される方につきましては、交付をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、2つ目のご質問でございました、これによってどれだけの人口が増加したのかというご質問でございますけれども、まず社会増減で申し上げますと、この制度を開始する前3カ年間平均の数字が、355人の社会減でございました。こちらの制度を開始いたしましてから昨年までで3年間経過いたしましたけれども、制度開始後の3カ年平均が302人の社会減ということで、50人以上社会減が改善しているところでございます。効果といたしましてはそのように把握してございます。

以上でございます。

○委員（鈴木 聡君） わかりました。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、財政課から説明をお願いします。

板橋財政課長、お願いします。

○財政課長（板橋 勝君） 財政課、板橋です。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

8、9ページをお開き願ひます。第3表、地方債補正、1. 変更でございます。一番下の行、臨時財政対策債の限度額の変更をお願ひするものでございます。発行可能額の確定に伴い9,080万円を減額し、14億920万円とするものでございます。

次に、14、15ページをお開き願ひます。歳入歳出補正予算事項別明、2、歳入でございます。款10項1目1 地方特例交付金でございます。平成30年度の交付額が確定したことに伴い、367万9,000円の増額をお願ひするものでございます。

その下になりますが、款11項1目1 地方交付税、右側の説明欄の普通交付税でございます。平成30年度普通交付税の交付額が確定したことに伴い、1億3,707万6,000円の増額をお願ひするものでございます。

次に、16、17ページをお開き願ひたいと思います。款19繰入金、項2目1 基金繰入金、右側の説明欄1の財政調整基金繰入金につきまして、今回の補正に伴う収支調整の結果、8,940万9,000円の減額をお願ひするものでございます。

次に、18、19ページをお開き願ひます。款22項1 市債、目13臨時財政対策債でございます。こちらは地方債の補正でご説明申し上げましたように、今年度の発行額の確定に伴い9,080万円の減額をお願ひするものでございます。

次に、20、21ページをお開き願ひたいと思います。3、歳出でございます。款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財産管理費、説明欄の基金管理費で5,807万2,000円の増額をお願ひするものでございます。内訳としましては、減債基金の積み立てとしまして5,491万円の増額をお願いしております。こちらは先ほど企画課長より説明がありました筑西広域市町村圏事務組合からの配分金を受けまして、そちらを減債基金に積み立てするものでございます。

次に、福祉事業基金積立金53万2,000円、地域づくり振興基金積立金200万円、スポーツ振興基金積立金63万円の3つにつきましては、本年度にそれぞれの目的としていただきましたご寄附を基金として積み立てるものでございます。

その下なのですが、次に、目15諸費、説明欄、償還金で105万1,000円の増額をお願ひするものでございます。こちらの内容としましては、過年度の国庫支出金の交付額の確定や精算による返還金でございます。今回の返還金の内容としましては、平成29年度の臨時福祉給付金に係るものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願ひます。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今財政調整基金はどのくらい残っているのです。

○委員長（石島勝男君） 板橋財政課長、答弁願ひます。

○財政課長（板橋 勝君） ご答弁申し上げます。

平成29年度末で50億3,000万円ほどあります。そうしまして、今回の補正を受けまして、40億8,000万円ほどとなる見込みです、平成30年度末で。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そんなに残っているのですか、財政調整基金は。よく財政が厳しいとかいろいろ言われるのです、よく議会の招集挨拶などで。40億円も残しておいて厳しいなんていう感覚は、私らはわからないです。あと、各種積立金、減債基金、いろいろな。残高は、それぞれ積立金はどのくらいあるのですか、それぞれの積立金。

○委員長（石島勝男君） 板橋財政課長、答弁願います。

○財政課長（板橋 勝君） では、まず何で財政が厳しいというふうに、そういうふうに私たちが言っているかという質問なのですが、確かに400億円の予算があって、それで40億円しかない。逆に言えば、家計で400万円の年収があるのに、40万円しか貯蓄がないと。それを毎年10万円ずつ、10億円ずつぐらい毎年繰り入れしています。それが今ことしも10億円予算化しました、平成30年度も。平成31年度も10億円予算化しています。それを毎年毎年繰り入れしていったとしたら、今40億円ありますが、平成31年度も10億円繰り入れ、そうしたら毎年10億円ずつ繰り入れしていくと、4年で財政調整基金はなくなってしまうと、そういう状況なので、実は貯金である財政調整基金はそのまま取り崩さないで、ある程度とっておいて、いざというときに、例えば自然災害だとか起きて、そのときに一気にお金が出ます。そういう形でできれば使いたいなということで、財政調整基金をとっておきたいのですが、筑西市の状況だと、もう過去何年も毎年当初予算で10億円以上の基金を繰り入れして、そういったことで財政が、要は収入と収支が、歳入と歳出が合っていない、そういう予算になってしまっているところで厳しいのだというようなところを言いたいのです。

ちなみに、平成31年度は、やはり当初予算で10億8,000万円ほど繰り入れしますので、そうしますと29億9,000万円ほどの残高になってしまいます。

では、次、2点目なのですが、平成30年度末でのその他の基金についてちょっとご説明します。先ほど財政調整基金は40億8,000万円、それから減債基金は平成30年度末で25億2,000万円、それ以外の特定目的基金は16億5,000万円ほどです。

以上です。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 財政調整基金のそういう意義づけはわかりますが、筑西市の予算規模からして、40億円の財政調整基金をキープするというのは、それがスタンダードなのですか、どうなのです。ある程度の財政規模によって大体基金というのは決まってくると思うのです。それは従来どおりずっとやってきたのですか、どうなのです、変化はないのですか。

○委員長（石島勝男君） 板橋財政課長、答弁願います。

○財政課長（板橋 勝君） 財政調整基金の現在高なのですけれども、合併したころは、かなり不足して20億円ぐらいしかなくて、その後だんだん徐々に積み立てて、ピークが平成27年度です。その年は62億円ありました。その翌年の平成28年、29年が50億円、そして平成30年度が40億円、そして平成31年度は29億円ということで、確かに合併から積み上がって、ピークを超えて、今下がってくるという形で、そういうのが

状況なのです。

先ほどの、財政調整基金の規模が適正かと言われる話なのですが、今までだと、一般的に言われるのは5%程度、そのぐらいがあればいいというふうなことを昔言われていましたが、そんな時期もあったのですが、これについては一定の理屈はなくて、あればあるほどいいのかなというふうな考え方もありますので、今確かに5%ですと、400億円ですから20億円で、それを実際に財政運営していく中では、20億円ではちょっと少ないかなと、今の財政状況からすると。ですので、5%というルールがあるかもしれないのですが、筑西市のように歳入と歳出が合っていないような状況であれば、それ以上にあってもいいのかなと思いますし、中には財政が本当に豊かで、毎年のように安定的な税収があるのであれば、そこまで持たなくてもいいのかなということで、一概に言えないのかなと思うのです。ただ筑西市の現状からすると、もっとあってもいいのかなと思うところはあります。

以上です。

○委員長（石島勝男君） はい。

○委員（鈴木 聡君） 議論は幾らでもやれるのですが、いろいろ時間も迫ってきて、課題を残しておきます。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

議案第4号の企画部所管の補正予算の審査を終わります。

続いて、議案第29号「筑西広域市町村圏事務組合格約の変更について」審査をいたします。

企画課から説明を願います。

島村企画課長、お願いいたします。

○企画課長（島村信之君） 企画課の島村でございます。

それでは、議案第29号「筑西広域市町村圏事務組合格約の変更について」ご説明申し上げます。

まず、議案書1ページ目をごらんいただきたいと存じます。筑西広域市町村圏事務組合格約でございますが、こちらを変更する場合がございますけれども、地方自治法の規定によりまして、構成市町村の協議が必要でありますことから、本案につきまして議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、変更の内容でございますけれども、本年2月20日に開催されました平成31年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会におきまして、筑西ふるさと市町村圏事業の廃止、それと筑西地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の廃止、そして筑西広域市町村圏事務組合の筑西ふるさと市町村圏特別会計におきます基金の清算に関する補正予算が可決されたことに伴いまして、組合格約のうち関係箇所を変更するものでございます。

それでは、今回お配りをさせていただきました参考資料、筑西広域市町村圏事務組合格約新旧対照表をごらんいただきたいと思います。A4横長の資料でございます。それでは、こちらの表に従いましてご説明申し上げます。

まず、共同処理する事務の変更でございます。表の左側が現行でございます。右側が改正案となっております。こちら左側の現行の中の赤字のアンダーラインの部分を変更するものでございますけれども、こちらの内容といたしまして、まず第1項、広域市町村圏振興計画の策定及び事業の実施並びに連絡調整

に関すること。

続きまして、第2項、筑西ふるさと市町村圏計画の策定及び当該計画に基づく次に掲げる事業の実施に関すること及びこちらに規定されております第1号から第5号まで、それから下から3行目になりますが、第9項、地域職業訓練センターに関すること。これらを全て削除いたしまして、残りの項を繰り上げるものでございます。

続きまして、次のページをお開きいただきたいと存じます。こちらでは、筑西ふるさと市町村圏基金の廃止に伴いまして、第5章、基金を全て削るものでございます。

恐れ入ります。議案書にお戻りいただきまして、2ページをごらんいただきたいと存じます。ただいま新旧対照表でご説明いたしました内容につきまして整理し、改正文といたしましたものがこちらでございます。

第3条の表を整理するとともに、第5章を削るというものでございます。

続きまして、附則でございますけれども、こちらは施行期日等を規定するものでございます。この規約の施行期日を、茨城県知事の許可のあった日からとし、平成31年4月1日から適用するとしたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより、議案第29号の採決をいたします。

議案第29号「筑西広域市町村圏事務組合規約の変更について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で企画部の審査を終わります。

ここで、執行部の入れかえをお願いします。

〔企画部退室。市民環境部入室〕

○委員長（石島勝男君） 改めて委員の皆様をお願いします。

時間延長をしたいと思いますので、終わりまで進んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査いたします。

消防防災課から説明を願います。

西秋消防防災課長、お願いいたします。

○消防防災課長（西秋 透君） では、消防防災課所管の補正予算についてご説明さしあげます。

議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、消防防災課所管の補正につきましてということで、14、15ページをお開き願います。款16県支出金、項2県補助金、目9消防費県補助金、節1消防費補助金、説明欄の6、自主防災組織防災講習会等運営費補助金10万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、防災士資格取得者に対しまして、市単独で補助金を交付

しておりました。ところが県の補助事業である茨城県自主防災組織防災講習会等運営費補助金が該当になるということが県のほうから通知がございました。そこで補助金申請し、今回増額補正するものでございます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。款18寄附金、項1寄附金、目9消防費寄附金、節1消防費寄附金、説明欄の1、消防費寄附金10万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、市内門井にございます有限会社MCコーポレーションから、筑西市の災害対策事業に役立ててほしいとのことで指定寄附がございましたので、今回増額補正するものでございます。

続きまして、歳出でございます。28、29ページをお開き願います。款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節19負担金補助及び交付金、説明欄の消防施設管理費153万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、上水道の布設がえにあわせまして、老朽化した消火栓の修繕を進めておりますが、劣化や破損による復旧工事や修繕作業の規模拡大に伴う水道事業会計の消火栓修理負担金の増によるものでございます。

次に、その下の目5災害対策費、節13委託料、説明欄の災害対策事業81万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、本年度茨城県が整備主体となり、県内43市町村から負担金を得て、被災者生活再建支援システム、こちらを共同整備することから、平成30年9月に市議会において議決をいただき、負担金の残額補正を行いました。しかしながら、各市町村のネットワーク環境が異なるため、この負担金には当該システムに住民基本台帳及び家屋課税台帳のデータを取り込むためのデータ加工費が含まれておりませんでした。昨年11月末に茨城県の委託業者が決定したことから、本市の住民基本台帳及び家屋課税台帳のシステム保守点検業者に確認したところ、別途費用が発生するとのことでありますので、今回増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第4号について、本委員会所管の説明、質疑を終了しました。

これより採決いたします。

議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第13号「筑西市印鑑条例の一部改正について」審査いたします。

市民課から説明を願います。

渡邊市民課長、お願いいたします。

○市民課長（渡邊千和君） 市民課の渡邊です。どうぞよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第13号「筑西市印鑑条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

初めに、改正の理由でございますが、印鑑登録証、こちらを亡失した際の再交付に係る規定に不備があ

るなど、条例の文言の一部が現状と合わないところが認められましたので、印鑑登録証の亡失及び再交付に係る規定の改正、新たな改正に係る規定を加えるなど、所要の改正をするものでございます。

続きまして、改正の内容につきましてご説明いたします。まず、第3条第3項、こちらでございますが、第3条第2項で定める代理人による亡失の届け出や再交付の申請及び交付、改製、廃止に係るそれぞれの届け出や申請について、他の条例に準用する旨を追加するものでございます。

次に、第6条でございます。こちらは印鑑登録証及びその種類について表現を改めるものでございます。

次に、第7条及び第8条、こちらでございますが、まず第7条において印鑑登録証の亡失届について、続きまして、第8条において、亡失の届け出をした者に係る印鑑登録証の再交付について規定をしております。改正前と条文の順番を入れかえるということも行っております。あわせて、再交付につきましては、印鑑登録証亡失後の印鑑登録証発行のみの手続きとするため、第8条第1項、第2項の条文を見直しいたします。さらに、汚損、毀損した場合の印鑑登録証の交換につきましては、再交付を亡失後の印鑑登録証発行の手续としましたことから、第8条の2を追加し、表現を「改製」に改めるものでございます。

次に、第9条でございますけれども、印鑑登録を廃止するための手続について、第1項の表現を見直すことで、第2項、第3項を削除するものでございます。

次に、第11条でございます。こちらは今回の条例改正による条項番号及び表現の見直しにより、条文を改めるものでございます。

最後に、附則でございますけれども、本条例は公布の日から施行し、さらに1ページ、手数料条例の一部改正といたしまして、印鑑登録証再交付手数料（亡失）のほかに、証明書自動発行機を廃止した現在でも、市民カード再交付手数料（亡失）についての手数料が示されていることから、この項を削除するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより、議案第13号の採決をいたします。

議案第13号「筑西市印鑑条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第30号「筑西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」審査いたします。消防防災課から説明を願います。

西秋消防防災課長、お願いいたします。

○消防防災課長（西秋 透君） 議案第30号についてご説明さしあげます。

議案第30号「筑西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」でございます。この条例につきましては、国の法律及び施行令の改正に伴いまして、市の条例を改正するものでございます。

改正内容としまして、1点目は、災害援護資金の貸付利率を「年3パーセント」から「年3パーセント以内で市規則で定める率」に変更する。

2点目は、災害援護資金の貸し付けの際に、保証人を立てることを条例において規定するよう改正する

ものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより、議案第30号の採決をいたします。

議案第30号「筑西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部の審査を終わります。

これで総務企画委員会に付託されました全ての議案の審査を終了します。

執行部は退室願います。

大変ご苦労さまでございました。

〔執行部退席〕

○委員長（石島勝男君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後 0時 9分